

前橋市個人情報保護審査会（第1回）会議議事録

- 1 日 時 令和5年6月1日（木）
午前10時00分から午前10時30分まで
- 2 場 所 前橋市役所本庁舎11階北会議室
- 3 出席者 個人情報保護審査会 小磯会長、西村委員、長谷川委員、小林委員
事務局 福島参事、蜂巢課長補佐（行政管理課）
岡田参事、高橋係長（情報政策課）

4 次 第

(1) 開会

(2) 審議・報告事項

ア 個人情報保護審査会運営要領の制定について

イ 令和4年度個人情報保護の実施状況について

(3) その他

(4) 閉会

5 審査会の委員の委嘱並びに審査会会長及び職務代理者の選出

(1) 前橋市個人情報保護審査会の委員の委嘱

事務局から、従前の審査会の委員であった者は、前橋市個人情報保護審査会条例附則第2項の規定により、審査会の委員として委嘱されたものとみなし、その任期は残任期間と同一の令和7年3月31日までとする旨の説明があった。

(2) 個人情報保護審査会会長及び職務代理者の選出

事務局から、従前の審査会の会長及び職務代理者であった者は、前橋市個人情報保護審査会規則附則第3項の規定により、審査会の会長又は職務代理者として定められ、又は指名されたものとみなし、引き続き、会長は小磯委員に、職務代理者は長谷川委員にお願いする旨の説明があった。

6 審議・報告事項について

(1) 議事録署名人について

会長が議事録署名人に小林委員を指名した。

(2) 個人情報保護審査会運営要領の制定について

事務局から、個人情報保護審査会運営要領の事務局案について説明があった。

○質疑

(小磯会長)

個人情報保護審査会運営要領第2条のカッコ内に「議会にあっては意見の聴取、提出」とあるが、前橋市議会の個人情報の保護に関する条例第46条では諮問としているため、カッコ内の内容は必要ないのではないのでしょうか。

(情報政策課 高橋係長)

ご指摘の通り議会も諮問という形のため、カッコ内については削除し、資料は修正したものを後日配付させていただきます。

(長谷川委員)

個人情報保護審査会運営要領第8条の議事録作成について、要点筆記と書いてありますが、以前の議事録と同じものという理解でよろしいでしょうか。

(情報政策課 高橋係長)

ご認識のとおりです。

(3) 令和4年度個人情報保護の実施状況について

事務局から、令和4年度個人情報保護の実施状況について報告があった。

ア 個人情報取扱事務届出件数	109件
(実施機関別内訳) 市長	103件
公営企業管理者	1件
消防長	1件
教育委員会	3件
議会	1件

※ そのほかの実施機関は、なし

イ 個人情報目的外利用等届出件数	1083件
(実施機関別内訳) 市長	965件
公営企業管理者	18件
消防長	27件
選挙管理委員会	2件
農業委員会	70件
公立大学法人前橋工科大学	1件

※ そのほかの実施機関は、なし

ウ 個人情報開示等の実施状況

開示の請求 139件 (全部開示114件、部分開示19件、不存在5件、
 取下げ1件)

(実施機関別内訳) 市長	54件
公営企業管理者	1件
消防長	9件
教育委員会	74件
農業委員会	1件

※ そのほかの実施機関は、なし

開示の申出 4件 (全部開示1件、部分開示3件、非開示0件)

(実施機関別内訳) 市長

3 件

公営企業管理者

1 件

エ 審査請求の状況

審査請求 0 件

○質疑

(長谷川委員)

開示請求に対する個別の処理状況について、前橋市立前橋高等学校の入学者選抜における学力検査の教科別得点の開示方法が閲覧かんらんとなっているが、写しの交付はできないということでしょうか。

(情報政策課 高橋係長)

請求者が希望すれば、作成費等の実費負担はかかりますが写しの交付も可能です。

7 その他

議事録の取扱いについて

議事録の取扱いについて、次のとおり事務局から説明があり、審査会から了承された。

- ・事務局で案を作成した後、各委員に郵送で案を送付するので、確認していただきたい。
- ・意見がある場合は、事務局に連絡をいただきたい。
- ・承認される場合は、承認書を返送していただき、各委員の承認が得られたら、会長と議事録署名人に署名をしていただきたい。

8 閉会 午前10時30分

前橋市個人情報保護審査会運営要領第8条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 5 年 7 月 3 / 日

前橋市個人情報保護審査会

会長 小 蔵 正 康

前橋市個人情報保護審査会

委員 小 林 清